

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2022年度第2回)審議概要

開催日及び開催場所	2022年9月26日(月)		
委員	石丸鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪公立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科教授)		
審議対象期間	2022年4月1日～2022年6月30日		
抽出案件	4件(総件数39件)		
(内訳)	工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件(総件数0件)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数1件) (案件①)
		技術提案・交渉方式	0件(総件数0件)
		指名競争	0件(総件数0件)
		随意契約	1件(総件数6件) (案件②)
	建設コンサルタント業務等	1件(総件数25件) (案件③)	
	物品等の購入等	1件(総件数7件) (案件④)	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見・勧告なし		

意見・質問	回 答
<p>【案件①】</p> <p>「舗装補修大規模修繕工事（2022-1-北）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格はどのように設定するのか。 ・もっと柔軟な対応は出来ないのか。多忙な時期は高くするとか閑散期は低くする等の余地はないのか。 ・入札において無効となった会社がある。その理由は。 ・記載事項の不備とは具体的に何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格の設定は国等の基準と同じ運用をしています。設計額を直接額費用、経費等に分けて集計し、その費用毎に設定した割合を掛け、その合算と制限価格との比率で算定しています。安定した現場での施工を確保するために最低限必要な価格としているものです。例えば、当工事の場合、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の各費用に一定の割合を掛けて合計した価格と制限価格の比率が91%であれば安定した現場での運用ができると設定したものです。従いまして、入札価格が調査基準価格を著しく下回る場合は、評価点で低い評価としています。 ・当社独自で設定するのは難しいと考えます。国等で動きがあれば参考にしますが、今の時点では特定の要素を考慮する等は考えておりません。 ・入札説明書の15.（2）①の工事費内訳書の記載事項に不備があったためです。 ・当社が提示した数字の記載に間違いがあったもので、最終的に数量×金額が本来あるべき数字ではなかったため、適切な入札ではないと判断したものです。
<p>【案件②】</p> <p>「コンクリート床版大規模更新工事(2022-1-神)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究とはどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が技術的に検討したい内容があれば、検討内容を提示し、賛同する企業が出てくれば研究を進め、成果を現場に反映させるというのが大きな流れです。

<p>・共同研究の実績はどのようなものか。</p> <p>【案件③】 「上部構造耐震詳細設計業務（2022-1-松）」</p> <p>・特に意見なし</p> <p>【案件④】 「中之島地区橋脚ライトアップ設備賃貸借契約（2022年度）」</p> <p>・ライトアップ設備の賃貸借の予定価格の算出根拠はどのようなものか。同様の役務は、これまで、または他社に対しても提供されていて、市場価格が存在すると考えてよいのか。</p>	<p>・実績としては毎年数件、多い年は10数件運用していると思います。</p> <p>・当社独自の仕様となるため、あらかじめ今回のライトアップ設備にかかる設備仕様や賃貸借条件等を示したうえで数社から見積書を聴取し、その内容に基づき契約制限価格を算出しました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---